

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人馬見州一、同高嶋智、同藤本明の上告理由一及び二について所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当としては認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、ひつきよう、原審の専権に属する証拠の取扱判断、事実の認定を非難するものにすぎず、採用することができない。

同三について

記録にあらわれた本件訴訟の経過とその内容に鑑みれば、原審が所論の手形金債務不存在確認請求について、事件を第一審裁判所に差し戻すことなく、自ら直接その当否について判断したことに所論の違法があるとするにはあたらない。所論引用の判例は、事案を異にし、本件に適切でない。論旨は、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	谷	口	正	孝
裁判官	団	藤	重	光
裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	中	村	治	朗
裁判官	和	田	誠	一